

一関地区広域行政組合職員の再任用に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第2項及び第3項（同法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の再任用)

第2条 職員の再任用に関し必要な事項は、一関市職員の再任用に関する条例（平成17年一関市条例第27号）の規定の例による。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。